

伐採及び伐採後の造林の届出書の添付書類

添 付 書 類			備 考
1	伐採地が特定できる書類	・ 地図、公図、森林計画図等	
2	土地所有者が確認できる書類	・ 登記事項証明書、登記事項要約書 登記簿謄本、名寄帳等の写し等	
3	申請者が確認できる書類	・ 住民票、健康保険証、運転免許証 等の写し	
4	その他	・ 伐採及び集材に係るチェックリスト ・ 搬出計画図	主伐の場合
		・ 境界確認を証する書類 ・ 関係者との協議書、承諾書等 ・ 売買契約書等	必要に応じて

伐採及び伐採後の造林の届出書 森林所有者（造林する者）
造林計画書

伐採計画書 伐採の権限を有するもの（伐採する者）

・用語

集材路→立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作
設される仮施設をいう。（森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道は森林
作業道として集材路と区別する。）

土場 →集材路を利用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作
業等を行う場所をいう。

提出書類

- ・伐採及び伐採後の造林の届出書 森林の所有者
- ・伐採計画書（別添） 伐採者
- ・造林計画書（別添） 森林の所有者
- ・伐採に係る森林の状況報告書
- ・伐採後の造林に係る森林の状況報告書 森林の所有者

○注意事項

・5 h a 以上の皆伐で天然更新が計画されている場合は現地調査等により必要に応じ人
工造林に変更するよう指導。

・「伐採後の状況報告書」の受領時に必要に応じて森林所有者に伐採跡地の確認を促すこ
と。

地域森林計画対象森林において伐採を計画

↓

伐採の30日～90日前に届出が必要

(保安林、1ha未満、森林経営計画対象森林以外)